

青森県地方独立行政法人評価委員会について

1. 評価委員会の位置付け（法）

知事の附属機関として設置〔法 11 条〕

評価委員会は、地方独立行政法人の業務実績の評価、知事の認可・承認事項に対する意見の提示など、制度上重要な役割を担う。

2. 評価委員会の組織等（条例）

組織等

- ・委員 5 人以内で構成。
- ・委員は、学識経験を有する者から知事が任命。
- ・委員の任期は 2 年（再任可）。
- ・専門の事項を調査審議させるため、専門委員（若干人）を置く。

委員長

- ・委員の互選により選出。
- ・会議を招集し、議長となる。

議事

- ・開会は、委員等（議事に関係のある専門委員を含む）の過半数の出席が必要。
- ・議事は、出席した委員等の過半数（可否同数の場合は議長裁決）で決定。

3. 評価委員会の業務（法）

地方独立行政法人の業務実績の評価等

各事業年度に係る業務の実績に関する評価 〔法 28 条〕

中期目標期間に係る業務の実績に関する評価 〔法 30 条〕

知事の事前意見聴取に対する意見の提示

業務方法書の認可に関する意見 〔法 22 条 3 項〕

中期目標の作成・変更に関する意見 〔法 25 条 3 項〕

中期計画の認可に関する意見 〔法 26 条 3 項〕

組織及び業務の全般にわたる検討に関する意見 〔法 31 条 2 項〕

財務諸表の承認に関する意見 〔法 34 条 3 項〕

剰余金・積立金の特例処理に係る承認に関する意見 〔法 40 条 5 項〕

短期借入金の特例処理に係る認可に関する意見 〔法 41 条 4 項〕

重要な財産の処分等に係る認可に関する意見 〔法 44 条 2 項〕

知事に対する意見の申し出

役員の報酬等の支給基準に関する意見 〔法 56 条 1 項、法 49 条 2 項〕